

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

○政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（ <b>総務三二</b> ）	一
○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（ <b>財務一八</b> ）	二
〔告 示〕	
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（ <b>国家公安委二四</b> ）	二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（ <b>同二五</b> ）	三
○日本国に帰化を許可する件（ <b>法務九九</b> ）	四
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（ <b>財務・経済産業・環境二</b> ）	五
○肥料を登録した件（ <b>農林水産六三三</b> ）	六
○道路に関する件（ <b>中国地方整備局三〇</b> ）	七
〔人事異動〕	
内閣 人事院 法務省	七

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔褒 賞〕

### 〔官庁報告〕

### 勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

### 解散命令関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

### 特殊法人等

平成三十年度国土交通省共済組合の決算関係

### 地方公共団体

教育職員免許状失効関係

### 会社その他

## 省 令

### ○総務省令第三十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第四十二条及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第五条第三項の規定に基づき、並びに政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）及び政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）を実施するため、政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月八日  
総務大臣 石田 真敏

### 政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令

**第一条** 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<b>別記</b> <b>第3号様式</b> （第2条関係） [様式 略] (備考) [1] 略 2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもちつて自署に代えることができる。	<b>別記</b> <b>第3号様式</b> （第2条関係） [様式 同左] (備考) [1] 同左 2 署名は必ず本人が自署すること。
<b>第5号様式</b> （第2条関係） [様式 略] (備考) [1] 略 2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもちつて自署に代えることができる。	<b>第5号様式</b> （第2条関係） [様式 同左] (備考) [1] 同左 2 署名は必ず本人が自署すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

**第二条** 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<b>別記</b> <b>第2号様式</b> （第2条関係） [様式 略]	<b>別記</b> <b>第2号様式</b> （第2条関係） [様式 同左]

<p>(備考) [1] 略</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもちて自署に代えることができる。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>別記 第2号様式(第1条第3項関係) [様式 略] (備考) [1] 略</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもちて自署に代えることができる。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>別記 第2号様式(第1条第3項関係) [様式 同左] (備考) [1] 同左</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附 則 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の政党助成法施行規則及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の規定は、令和元年七月二十九日から適用する。</p> <p>○財務省令第十八号 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三十六条第一項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和元年八月八日 財務大臣 麻生 太郎</p> <p>たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令 たばこ事業法施行規則(昭和六十年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td>改 正 後</td> <td>改 正 前</td> </tr> <tr> <td>(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 略]</td> <td>(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 同上]</td> </tr> </table>	改 正 後	改 正 前	(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 略]	(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 同上]	<p>(備考) [1] 同左</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。</p>	<p>(備考) [1] 同左</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。</p>	<p>(備考) [1] 略</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもちて自署に代えることができる。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>別記 第2号様式(第1条第3項関係) [様式 略] (備考) [1] 略</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもちて自署に代えることができる。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>別記 第2号様式(第1条第3項関係) [様式 同左] (備考) [1] 同左</p> <p>2 署名は必ず本人が自署すること。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附 則 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の政党助成法施行規則及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の規定は、令和元年七月二十九日から適用する。</p> <p>○財務省令第十八号 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三十六条第一項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和元年八月八日 財務大臣 麻生 太郎</p> <p>たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令 たばこ事業法施行規則(昭和六十年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td>改 正 後</td> <td>改 正 前</td> </tr> <tr> <td>(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 略]</td> <td>(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 同上]</td> </tr> </table>	改 正 後	改 正 前	(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 略]	(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 同上]
改 正 後	改 正 前										
(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 略]	(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 同上]										
改 正 後	改 正 前										
(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 略]	(法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合) 第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一〜三 同上]										

<p>四 小売販売業者が、都道府県公安委員会の許可を受けて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項第四号に掲げる営業を営む者(同法第二十三条第二項の規定により、その営業に關し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない者を除く。)に対し、その営業所の客に賞品として提供するための製造たばこを販売する場合</p> <p>五 [略]</p>	<p>四 小売販売業者が、都道府県公安委員会の許可を受けて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項第七号に掲げる営業を営む者(同法第二十三条第二項の規定により、その営業に關し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない者を除く。)に対し、その営業所の客に賞品として提供するための製造たばこを販売する場合</p> <p>五 [同上]</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附 則 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>告 示</b></p> <p>○国家公安委員会告示第二十四号 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和元年七月十七日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則(平成四年国家公安委員会規則第十九号)第十条の規定に基づき告示する。 令和元年八月八日 国家公安委員会委員長 山本 順三</p> <table border="1"> <tr> <th>型式認定番号</th> <th>駆動補助機付自転車の名称及び型式</th> <th>認定を受けた者の氏名及び住所</th> </tr> <tr> <td>交 N19-41</td> <td>TRANS MOBILLY 140N AL-FDB140E-N</td> <td>ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号</td> </tr> <tr> <td>交 N19-42</td> <td>TRANS MOBILLY 163N AL-FDB163E-N</td> <td>ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号</td> </tr> <tr> <td>交 N19-43</td> <td>フリヂストンブラスタ A103</td> <td>フリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1</td> </tr> <tr> <td>交 N19-44</td> <td>ダボス E-601 FY7C005</td> <td>株式会社フカヤ 名古屋市中区大井町1番37号フカヤビル3F</td> </tr> <tr> <td>交 N19-45</td> <td>BESV PSF1 YTRT10</td> <td>株式会社BESV JAPAN 東京都渋谷区猿樂町14-23</td> </tr> <tr> <td>交 N19-46</td> <td>ハヌテルフ XM26-00F6</td> <td>株式会社アイジユ 富山県砺波市東石丸397番地7</td> </tr> <tr> <td>交 N19-47</td> <td>PELTECH-20 e-bike TDM-201L</td> <td>株式会社PELTECH 大阪府堺市堺区翁橋町2丁3番3-101号</td> </tr> </table>	型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所	交 N19-41	TRANS MOBILLY 140N AL-FDB140E-N	ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号	交 N19-42	TRANS MOBILLY 163N AL-FDB163E-N	ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号	交 N19-43	フリヂストンブラスタ A103	フリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1	交 N19-44	ダボス E-601 FY7C005	株式会社フカヤ 名古屋市中区大井町1番37号フカヤビル3F	交 N19-45	BESV PSF1 YTRT10	株式会社BESV JAPAN 東京都渋谷区猿樂町14-23	交 N19-46	ハヌテルフ XM26-00F6	株式会社アイジユ 富山県砺波市東石丸397番地7	交 N19-47	PELTECH-20 e-bike TDM-201L	株式会社PELTECH 大阪府堺市堺区翁橋町2丁3番3-101号	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附 則 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>告 示</b></p> <p>○国家公安委員会告示第二十四号 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和元年七月十七日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則(平成四年国家公安委員会規則第十九号)第十条の規定に基づき告示する。 令和元年八月八日 国家公安委員会委員長 山本 順三</p> <table border="1"> <tr> <th>型式認定番号</th> <th>駆動補助機付自転車の名称及び型式</th> <th>認定を受けた者の氏名及び住所</th> </tr> <tr> <td>交 N19-41</td> <td>TRANS MOBILLY 140N AL-FDB140E-N</td> <td>ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号</td> </tr> <tr> <td>交 N19-42</td> <td>TRANS MOBILLY 163N AL-FDB163E-N</td> <td>ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号</td> </tr> <tr> <td>交 N19-43</td> <td>フリヂストンブラスタ A103</td> <td>フリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1</td> </tr> <tr> <td>交 N19-44</td> <td>ダボス E-601 FY7C005</td> <td>株式会社フカヤ 名古屋市中区大井町1番37号フカヤビル3F</td> </tr> <tr> <td>交 N19-45</td> <td>BESV PSF1 YTRT10</td> <td>株式会社BESV JAPAN 東京都渋谷区猿樂町14-23</td> </tr> <tr> <td>交 N19-46</td> <td>ハヌテルフ XM26-00F6</td> <td>株式会社アイジユ 富山県砺波市東石丸397番地7</td> </tr> <tr> <td>交 N19-47</td> <td>PELTECH-20 e-bike TDM-201L</td> <td>株式会社PELTECH 大阪府堺市堺区翁橋町2丁3番3-101号</td> </tr> </table>	型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所	交 N19-41	TRANS MOBILLY 140N AL-FDB140E-N	ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号	交 N19-42	TRANS MOBILLY 163N AL-FDB163E-N	ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号	交 N19-43	フリヂストンブラスタ A103	フリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1	交 N19-44	ダボス E-601 FY7C005	株式会社フカヤ 名古屋市中区大井町1番37号フカヤビル3F	交 N19-45	BESV PSF1 YTRT10	株式会社BESV JAPAN 東京都渋谷区猿樂町14-23	交 N19-46	ハヌテルフ XM26-00F6	株式会社アイジユ 富山県砺波市東石丸397番地7	交 N19-47	PELTECH-20 e-bike TDM-201L	株式会社PELTECH 大阪府堺市堺区翁橋町2丁3番3-101号
型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所																																																	
交 N19-41	TRANS MOBILLY 140N AL-FDB140E-N	ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号																																																	
交 N19-42	TRANS MOBILLY 163N AL-FDB163E-N	ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号																																																	
交 N19-43	フリヂストンブラスタ A103	フリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1																																																	
交 N19-44	ダボス E-601 FY7C005	株式会社フカヤ 名古屋市中区大井町1番37号フカヤビル3F																																																	
交 N19-45	BESV PSF1 YTRT10	株式会社BESV JAPAN 東京都渋谷区猿樂町14-23																																																	
交 N19-46	ハヌテルフ XM26-00F6	株式会社アイジユ 富山県砺波市東石丸397番地7																																																	
交 N19-47	PELTECH-20 e-bike TDM-201L	株式会社PELTECH 大阪府堺市堺区翁橋町2丁3番3-101号																																																	
型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所																																																	
交 N19-41	TRANS MOBILLY 140N AL-FDB140E-N	ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号																																																	
交 N19-42	TRANS MOBILLY 163N AL-FDB163E-N	ジツク株式会社 大阪市住之江区柴谷1丁目1番40号																																																	
交 N19-43	フリヂストンブラスタ A103	フリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1																																																	
交 N19-44	ダボス E-601 FY7C005	株式会社フカヤ 名古屋市中区大井町1番37号フカヤビル3F																																																	
交 N19-45	BESV PSF1 YTRT10	株式会社BESV JAPAN 東京都渋谷区猿樂町14-23																																																	
交 N19-46	ハヌテルフ XM26-00F6	株式会社アイジユ 富山県砺波市東石丸397番地7																																																	
交 N19-47	PELTECH-20 e-bike TDM-201L	株式会社PELTECH 大阪府堺市堺区翁橋町2丁3番3-101号																																																	